2025年4月1日現在

新生活のスタートをしんくみが応援します！

引越支援ローン

固定金利型 年2.900%

家族寮・単身寮からの引っ越しの場合、年1.000%金利優遇
ただし、待機宿舎から待機宿舎への引っ越しは除きます。

固定金利型 年1.900%

融資限度額	200万円
連帯保証人	原則不要 ただし、当組合無担保融資の合計金額が200万円を超える場合は、連帯保証人が必要となります。
返済期間	最長5年(60回)
お使いみち	引越資金・敷金礼金等引越に係る資金、入居に係る生活家電製品購入資金

詳細は、お問合せいただくか裏面の概要説明書をご参照ください。
当組合所定の審査があります。審査結果によってはお借入れできない場合がございます。

東京消防信用組合 https://www.shoubou.co.jp

本店（東京消防庁10階） 電話03-3212-4014 消電9-501-8609・8610
立川支店（立川防災館3階） 電話042-526-1431 消電9-501-8650・8651
幡ヶ谷支店（消防学校寮内） 電話03-3485-1353 消電9-501-8630・8631

公式LINE友達募集中です。

ローン概要説明書

2025年4月1日現在

１．商品名	引越支援ローン
２．ご利用いただける方	以下の条件を満たす個人の方 ・当組合出資金を保有する組合員の方 ・満２０歳以上で勤続１年以上の方
３．資金使途	引越資金、敷金等入居に必要な資金、引越に係る家電製品購入・カーテン取付等資金、修繕資金等
４．お借入金額	１万円～２００万円以内（１万円単位） ただし、仮定退職金に加算仮定退職金を加算した範囲までとします。また、東京都職員共済組合及び当組合無担保のお借入金額の残債を差し引いた金額までといたします。 ＜仮 定 退 職 金＞ 勤務年数により、お申込み時点で受け取ることができる退職金を当組合の基準で計算した額のことです。 ＜加算仮定退職金＞ 上記、仮定退職金に３００万円を上限として加算できる額のことです。
５．お借入期間	１年以上５年以内
６．お借入金利	・固定金利型でのお取扱いとなります。 ・お借入金利は、契約日の金利が適用されます。 ＜固定金利＞ 契約期間中は、金利の見直しを実施せず返済額も変わりません。 ・単身寮及び家族寮等待機宿舎からの引越は、基準金利より１．０００%優遇いたします。
７．お申込に必要な書類等	・直近の給与明細（写） ・前年の源泉徴収票（写） ・引越業者の見積書（写）、賃貸契約書（写）、その他見積書等、金額のわかる資料（写） ・その他当組合が必要とする書類 ※東京都職員共済組合償還表（写） ※連帯保証人予定者様の源泉徴収票等収入証明書（写） ※連帯保証人予定者様のご本人確認資料（写） ※印は、該当者の方のみ必要となります。
８．返済方法	・元利均等返済、または元金均等返済 ＜元利均等返済＞ 元金と利息の合計額を調整し、返済額が返済期間中同額になるようにする返済方法です。 ＜元金均等返済＞ 毎月決まった元金に利息を加えた合計額を毎月返済額にする返済方法です。なお、返済額は毎月変動します。
	・「毎月返済」と「ボーナス併用返済」からお選びいただけます。「ボーナス併用返済」は、６ヶ月ごとの毎年１月及び７月の約定返済日になります。 ・約定返済日は、毎月１５日とさせていただきます。なお、約定返済日が「土曜日」、「日曜日」、「祝祭日」、「国民の休日」の場合には翌営業日といたします。
９．保証人	・原則不要です。 ただし、当組合無担保融資残債を加算して２００万円を超える場合には連帯保証人（配偶者・保証能力のある親族または組合員）を１名立てていただきます。
10．手数料	一部繰上返済手数料、一括返済手数料、各種変更手数料、事務手数料等は、現在かかりません。
11．担保	不要です。
12．繰上返済等	繰上返済を実施する場合には、「繰上返済依頼書（兼口座振替依頼書）」の提出が必要となります。
13．苦情処理措置 及び紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談、苦情、お問い合わせは、お取引先店舗または下記の窓口をご利用ください。 【東京消防信用組合　総務部総務課】 住　　所：東京都千代田区大手町１－３－５（東京消防庁内） 電　　話：０３－３２１２－４０５０ 受付時間：午前８時３０分～午後５時１５分（土日及び金融機関の休日を除く） なお、苦情手続きについては、別途リーフレットをお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 また、苦情等のお申出は当組合のほか下記の機関でも受付しています。詳細は当組合総務部総務課へご相談下さい。

名　　称	東京地区しんくみ苦情等相談所 （一般社団法人　東京都信用組合協会）	しんくみ相談所 （一般社団法人　全国信用組合中央協会）
住　　所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）
電話番号	03-3567-6211	03-3567-2456
受付時間	月～金（祝日及び金融機関休業日を除く） 9：00～17：00	月～金（祝日及び当協会の休業日を除く） 9：00～17：00

・紛争解決措置

名　　称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住　　所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金（除　祝日、年末年始） 9：30～12：00、13：00～15：00	月～金（除　祝日、年末年始） 10：00～12：00、13：00～16：00	月～金（除　祝日、年末年始） 9：30～12：00、13：00～17：00

上記センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部総務課または「しんくみ相談所」へお申出下さい。また、組合員様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

14．その他	・お借入金額に応じた印紙税が必要になります。 ・お申込みに関しては、当組合所定の審査が必要になります。審査結果によっては、ご希望にそいかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・退職時に融資残高がある場合は、原則退職金で全額ご清算していただきます。 ・金利及び返済額については、店頭、お電話または当組合ホームページでご確認ください。 ・概要説明書は、店頭、または当組合ホームページでもご確認いただけます。 ＜東京消防信用組合ホームページ＞　https://www.shoubou.co.jp/